

平成31年度南相馬市事業再開・帰還促進プレミアム商品券取扱店募集要領

南相馬市事業再開・帰還促進プレミアム商品券実行委員会

【1 事業の目的】

経済産業省所管の被災事業者自立支援事業補助金（事業再開・帰還促進交付金）を財源に福島県が基金を造成し被災12市町村に交付する交付金を活用し、南相馬市全域を対象に事業参加を希望する店舗等で利用できる南相馬市事業再開・帰還促進プレミアム商品券を発行することにより、需要を喚起し本市の経済活性化を図り、事業者並びに市民双方の帰還の促進に資することを目的に実施します。

【2 事業の概要】

- 商品券の名称 「南相馬市事業再開・帰還促進プレミアム商品券」
- 発行者 南相馬市事業再開・帰還促進プレミアム商品券実行委員会
- 販売総額 10億5,000万円（発行額面15億7,500万円）
- 販売価格 1冊10,000円
- 販売数量 105,000冊
- 販売対象 2019年4月1日（月）現在、南相馬市に住民登録のある方
年齢要件なし
- 利用方法 あらかじめ本商品券の取扱店として登録された店舗等が取扱う商品の購入・サービス提供の対価として利用
- 利用期間 2019年8月3日（土）～2020年1月13日（月・祝）

【3 プレミアム率】

- プレミアム率 50%（10,000円で15,000円分の商品券）

【4 商品券の販売及び利用方法】

- 購入申込期間 2019年6月1日（土）～2019年6月26日（水）
- 販売（引換）期間 2019年8月3日（土）～2019年8月29日（木）
※8月10日（土）～8月18日（日）
8月24日（土）、25日（日）を除く。
※午前10時～午後5時
- 購入限度 1人5冊（50,000円）まで
- 販売方法及び利用方法等 【別紙1】のとおり

【5 商品券の有効期間】

2019年8月3日（土）～2020年1月13日（月・祝）
有効期間を過ぎた商品券は無効となり、利用できない。

【6 商品券の利用範囲】

- 利用割合

販売金額	券の種類	1枚の金額	枚数	額面額
1冊15枚綴り10,000円 （額面15,000円）	全ての取扱店で使用できる共通券	1,000円	8枚	8,000円
	売場面積500㎡未満の小売店等のみで使用できる専用券	1,000円	7枚	7,000円

- 次に示す内容について商品券の利用はできません。
 - ①国や地方公共団体への支払い並びに公共料金（電気・ガス・水道等）の支払い
 - ②有価証券、商品券、ビール券、酒券、図書券、切手、郵便はがき、印紙、プリペイドカード等の換金性の高いものの購入
 - ③たばこ事業法（昭和 59 年 8 月 10 日法律第 68 号）第 2 条第 1 項第 3 号に規定する製造たばこの購入
 - ④事業活動に伴って使用する原材料、機器類、仕入れ商品等の購入
 - ⑤土地、家屋購入、家賃・地代、駐車料等の不動産に係る支払い
 - ⑥現金との換金、金融機関への預け入れ
 - ⑦風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条に規定する営業に係る支払い
 - ⑧特定の宗教・政治団体と関わるものや公序良俗に反するもの
 - ⑨その他、実行委員会が特に指定するもの
- 注意事項
 - ①商品券は利用しようとする額面未満の特定取引に利用することはできない。（釣り銭の出る取引はできない）。また払戻しはできない。
 - ②商品券の盗難、紛失又は滅失等に対し、発行者はその責任を負わない。

【 7 取扱店の参加資格】

- 資格要件
 - ①南相馬市内に店舗や事業所等を有する事業者
 - ・市内に複数の店舗がある場合、店舗ごとに申込書の提出が必要です。
 - ・大型店内のテナントは個別に申込みを受付け、各店舗の売り場面積に応じ大型店、中小店に区分します。
 - ②本実施要綱及び取扱店募集要領を順守する事業者
- 対象外事業者
 - ①風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条に規定する営業を行う事業者
 - ②特定の宗教・政治団体と関わる場合や業務の内容が公序良俗に反する営業を行っている事業者
 - ③役員等が暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 項に規定する暴力団をいう。）、暴力団員（同条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ）又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している事業者

【 8 取扱店の登録】

- 申込期間
 - 第 1 次 2019 年 4 月 15 日（月）～2019 年 5 月 15 日（水）
 - ※この期間に申込みし承認された取扱店は、6 月 15 日号全戸配布チラシ（予定）及び商品券販売時に一覧表にて公表します。
 - 第 2 次 募集継続（随時登録）
- 申込方法
 - ①小高商工会・鹿島商工会・原町商店連合会・原町商工会議所会員

申請先	所在地
小高商工会	南相馬市小高区本町一丁目 44 番地
鹿島商工会	南相馬市鹿島区鹿島字町 39 番地
原町商店連合会	南相馬市原町区橋本町一丁目 35 番地
原町商工会議所	南相馬市原町区橋本町一丁目 35 番地

申込時間 土日祝日を除く午前9時から午後5時

申込方法 「取扱店登録申込書」に必要事項を記入のうえ、提出してください。

平成30年度に登録済の事業者には、平成31年度の意向を確認する「取扱店更新確認書」を送付しますので、継続の可否について記入のうえ、提出してください。

②上記の会員以外

南相馬市経済部商工労政課、小高区・鹿島区地域振興課に備付の「取扱店登録申込書」に必要事項を記入のうえ、郵送または持参してください。

平成30年度に登録済の事業者には、平成31年度の意向を確認する「取扱店更新確認書」を送付しますので、継続の可否について記入のうえ、提出してください。

○登録料 登録に際しての費用負担はありません。

○申込後の審査・承認 申込みのあった事業者は、実行委員会の審査を経て、取扱店として承認します。

承認されなかった場合のみ連絡します。

○その他 ①南相馬市内に複数店舗がある場合は、店舗ごとに申込書を作成してください。

②複数の店舗が含まれる大型商業施設等は、個別のテナントごとに申込みをしてください。

③承認された事業者には、商品券取扱に必要なツール（取扱マニュアル、ステッカー、商品券売上報告書、商品券送付用封筒等）を宅配便で送付します。

【9 商品券の換金】

○申込期間 2019年8月3日（土）～2020年2月7日（金）

申込期間を過ぎたものは無効となり換金できません。

○換金方法 取扱店は回収した商品券の裏面に事業所名を記入または押印し、「商品券売上報告書（換金申込）」を添えて、換金取扱委託業者宛、送付してください。月3回の申込期日に合わせ、可能な限りまとめて送付してください。

○換金手数料 振込手数料は、商品券事業事務費で負担します。

○申込期日及び振込期日

申込期日	振込期日
2019年8月3日（土）より随時受付 （最終は2020年2月7日（金）到着分まで）	毎月1日から10日申込分までを当月20日振込
	毎月11日から20日申込分までを当月末日振込
	毎月21日から末日申込分までを翌月10日振込

振込期日が土日祝日の場合は、金融機関の翌営業日を振込期日とします。ただし、月末のみ、前営業日を振込期日とします。

【10 取扱店の順守事項】

①取扱店であることが分かりやすくなる場所に、店頭表示物（ステッカー）を必ず掲示してください。

- ②商品券を受け取る際は、南相馬市事業再開・帰還促進プレミアム商品券購入者（代理者）証明書（以下、「購入者（代理者）証明書」）の提示を求め、購入者（代理者）証明書に記載されている氏名が商品券の表紙に記載の氏名と同一であることを確認してください。
- ③商品券の不正使用（偽造等）が疑われる場合は、受け取りを拒否するとともに、速やかに実行委員会事務局に連絡してください。
- ④自ら商品券を購入し、自店舗で使用されたかのように偽り、換金をしないでください。
- ⑤使用済の商品券を換金せずに、他の取扱店で使用しないでください。
- ⑥商品券の利用を見込んで、通常よりも高い価格を設定しないでください。
- ⑦その他、本事業の趣旨に反する行為は行わないでください。

【11 取扱店登録の取消し及び罰則】

- 「9 取扱店の順守事項」に反する行為を行った場合は、取扱店登録を取消し、公表するものとします。また違反により損害金が発生した際は、必要に応じ返還請求を行う場合があります。

【12 取扱店の注意事項】

- 協賛セール等 取扱店において、商品券の利用促進のためのセール・イベント等を行うことは差支えありません。今後の誘客に繋がるような取り組みをお願いします。

【13 個人情報の取扱】

- ①商品券の取扱店登録に係る個人情報等については、実行委員会及び事業を委託する場合にあたってはその受託事業者が管理し、本事業及び本事業の効果測定に係る事務処理のため使用します。
- ②実行委員会及び事業を委託する場合にあたって、受託事業者は提供された個人情報を本事業及び本事業の効果測定に係る事務処理以外の用途に使用しません。

【14 事業再開・帰還促進効果の測定】

実行委員会は、本事業の効果を測定するため、商品券取扱店及び商品券購入者に対しアンケート調査を実施します。10月頃に取扱店アンケートへの回答及び商品券購入者へのアンケート用紙配布を依頼しますので、ご協力をお願いします。

【15 ホームページ】

平成31年5月中旬（予定）から、南相馬市事業再開・帰還促進プレミアム商品券ホームページを開設し、商品券の内容を広報します。取扱店情報に関しては、6月15日（予定）から順次、アップする予定です。

【16 問い合わせ先】

取扱店登録及び事業全般に関する問い合わせは、南相馬市事業再開・帰還促進プレミアム商品券実行委員会事務局（南相馬市経済部商工労政課内）で受け付けます。

【電話番号：0244-24-5264】

【別紙1】

商品券の販売方法及び利用方法について

1. 商品券の販売日時

○購入申込期間

2019年6月1日（土）～2020年6月26日（水）

○販売（引換）期間

2019年8月3日（土）～2019年8月29日（木）

※8月10日（土）～8月18日（金）8月24日（土）、25日（日）を除く。

①重点販売（引換）（7日間）

2019年8月3日（土）～2019年8月9日（金）

※午前10時～午後5時

②通常販売（引換）（9日間）

2019年8月19日（月）～2019年8月29日（木）

※土日を除く 午前10時～午後5時

○利用期間

2019年8月3日（土）～2020年1月13日（月・祝）

有効期間を過ぎた商品券は無効となり、利用できない。

2. 商品券の販売方法

(1) 予約申込販売

○市は、商品券購入申込案内及び購入対象者の氏名を予め印字した南相馬市事業再開・帰還促進プレミアム商品券購入申込書（以下、「購入申込書」）を作成し、世帯毎に郵送にて送付する。

○商品券の購入希望者は、購入申込書に購入希望冊数を記入、購入場所等を選択のうえ、購入申込期間内に市へ予約申込みを行う。

○市は、申込希望冊数が商品券発行予定冊数を超えた場合は、抽選（申込者全員を当選とし、希望冊数の多い方から減冊する作業）を行う。

○市は、各申込者の購入冊数、購入場所等を決定し、購入可能者に対して購入者（代理者）証明書を発送する。

○実行委員会は、上記の販売期間及び販売場所にて、商品券を現金との引き換えにより販売する。

○購入者は、あらかじめ指定した販売場所及び購入希望期間に、購入者（代理者）証明書を提示することで商品券を購入することができる。ただし、購入場所及び購入希望期間については、申込内容を原則としつつ、任意の変更を可とする。

○購入者は、商品券の購入時に窓口にて、必ず購入した全ての商品券の表紙に購入者（代理者）証明書と同一の氏名を記入する。

(2) 代理者による購入

○商品券を購入するにあたり、販売場所に来ることができない者が商品券の購入を希望する場合は、代理者による購入ができるものとする。

○代理者が商品券を購入する際は、上記の販売期間内に販売場所に来ることができない者の購入者（代理者）証明書を提示することにより、商品券を購入できるものとする。

3. 商品券の販売（引換）場所

(1)重点販売（引換）場所

販売場所	所在地
小高生涯学習センター 「浮舟文化会館」	南相馬市小高区本町二丁目 89 番地の 1
万葉ふれあいセンター	南相馬市鹿島区寺内迎田 22 番地
原町生涯学習センター 「サンライフ南相馬」	南相馬市原町区小川町 322 番地の 1
南相馬市スポーツセンター	南相馬市原町区桜井町二丁目 200 番地

(2)通常販売（引換）場所

販売（引換）場所	所在地
小高商工会	南相馬市小高区本町一丁目 44 番地
鹿島商工会	南相馬市鹿島区鹿島字町 39 番地
原町商工会議所	南相馬市原町区橋本町一丁目 35 番地

※商品券販売促進のため、規定する場所のほか臨時の販売（引換）場所を設けることができる。

4. 商品券の利用方法

- 商品券を使用する場合は、商品券の表紙に記載の氏名と同一の購入者（代理者）証明書を提示することとする。
- 商品券を使用する際に本人不在の場合は、商品券の表紙に記載の氏名と同一の購入者（代理者）証明書を提示することにより商品券を使用することができることとする。

南相馬市事業再開・帰還促進プレミアム商品券実行委員会事務局
（南相馬市経済部商工労政課内）
〒975-8686 南相馬市原町区本町二丁目 27 番地
TEL : 0244-24-5264 Fax : 0244-23-7420